

6. 総合的な経済対策の推進について

平成5年4月13日

経済対策閣僚会議

我が国経済は現在、一部に回復の兆しを示す動きが徐々に現れてきているものの、循環的な要因のほかバブル経済の崩壊の影響もあって、依然として低迷を続けており、未だ予断を許さない状況にある。

すなわち、公共投資は堅調に推移し住宅投資に回復の動きがみられるものの、個人消費は低い伸びとなっており、設備投資は製造業を中心に減少している。鉱工業生産は、在庫調整の動きから、停滞傾向で推移するとともに、企業収益は引き続き減少している。また、雇用面では、有効求人倍率は低下傾向にある。

政府としては、昨年3月の「緊急経済対策」、同年8月の「総合経済対策」に続いて、景気に配慮した平成5年度予算を編成し、既に実行に移しているところであるが、景気の足取りを確実なものとするため、これに加え、今般、下記のような総規模13兆円を上回る総合的な経済対策を講ずることとする。この経済対策においては、公共事業等の施行促進及びその追加、社会資本整備の新たな展開、融資や税制上の措置等による住宅投資や民間設備投資の促進を図るとともに、中小企業対策、雇用対策、輸入促進策等を講ずることとしている。

以上のような経済対策は、現在在庫圧縮や経営革新に取り組んでいる民間部門の活力を引き出すことにつながるものであり、今後の景気の足取りに細心の注意を払いつつ、その適切かつ機動的な実施を図ることにより、我が国経済を内需を中心とするインフレなき持続可能な成長経路へ円滑に移行させるものと確信する。これは同時に国民が豊かさゆとりを真に実感できる生活大国の実現を目指す「生活大国5か年計画」の一層の推進につながり、ひいては、世界経済の安定的発展にも資するものと期待される。

記

1. 公共事業等の施行促進

(1) 平成5年度の公共事業等については、労務、資材等の面で支障を生じないよう十分配慮しつつ、上半期における契約済額の割合が全体として75%を上回ることを目途として、施行の促進を図る。

また、公共事業の配分に当たっては、各地域の経済情勢、社会資本の整備状況等を勘案して適切に行うものとする。

(2) 公共事業等の執行に際しては、審査・手続きの簡素化・合理化、迅速化を図り、年度当初から契約を円滑に進める。これにより、第1四半期において、できる限り多くの契約を行うよう努めるものとする。

また、中小建設業者に対する受注機会の確保を図る。

(3) 物品の購入についても、可能な範囲でなるべく早期に執行するよう努める。

(4) 地方公共団体においても、上記の各措置に準じて地方単独事業を含む事業の円滑な執行を図るよう要請する。

2. 公共投資等の拡大

公共投資等については、次のとおり総額1兆6,200億円の事業規模を確保することとする。この新たに追加される分も含め、年度を通じ公共事業等が全体として円滑に執行されるよう努める。

(1) 一般公共事業については、各地域経済の実情を踏まえ、国民生活の質の向上に重点を置いた分野にできる限り配慮しつつ、事業費3兆6,400億円（公団等の事業を含む）を追加する。

このうち公共事業の円滑な実施を図るため、地価動向に十分配慮しつつ、

4,000億円の規模で公共用地の先行取得を行う。

また、災害復旧事業については、復旧進度を大幅に高めることにより速やかな事業実施を図ることとして事業費5,300億円を追加する。

(2) 国民生活基盤、研究開発基盤等の充実を図るため、教育、研究、医療、社会福祉等のための施設等の整備を推進することとし、事業費1兆1,500億円を追加する。

(3) 地方単独事業についても、地域の実情に即して道路、下水道、一般廃棄物処理施設等の住民に身近な社会資本の整備等を一層積極的に推進していくため、今後、2兆3,000億円の事業費の追加を要請し、これに必要な地方債措置等を行う。

また、公共用地の先行取得については、1兆2,000億円の事業費の追加を要請することとし、このため土地開発基金及び土地開発公社の活用を図るとともに、公共用地先行取得債等による積極的な対応を図る。

(4) 住宅建設の促進を図るため、住宅金融公庫及び年金福祉事業団の住宅融資制度の拡充を行い、事業規模1兆8,000億円を追加する。

3. 社会資本整備の新たな展開

今次の経済対策における社会資本整備に当たっては、情報化、高齢化等社会経済情勢の変化や「生活大国5か年計画」に示された将来への展望を踏まえつつ、景気の現状に的確に対応していくという観点から、様々な分野に幅広く投資を行うことにより、その効果がより広範にかつ直接的速効的に及ぶよう、その新たな展開を図る。

(1) 公共事業については、民間投資を誘発する等景気浮揚効果の高い事業（都市再開発、電線類の地中化等）や快適な生活環境の形成に資する事業（下水道、集落排水等）に特に配慮しつつ、国民生活の安全の確保、情報化、高齢化への対応、地域の活性化等の観点から事業の積極的推進を図る。

(2) 各種施設等については、大学、研究所等の老朽化した施設等の改善、教育、研究の高度化、情報化に対応した各種施設、システム等の整備、医療、社会福祉のための施設等や通勤・通学の混雑緩和を目指した都市鉄道の整備、官公庁施設や宿舍の整備等を推進する。

- (3) また、地方単独事業についても、地方債等を活用しつつ、このような考え方に沿って事業を推進し、各種施設、庁舎等の大規模改造、高齢者、障害者にやさしいまちづくり、情報化に対応した行政機関や学校、試験研究施設等の整備、電線類の地中化等を推進するよう要請する。
- (4) 民間における社会資本整備についても上記のような考え方に沿って進められるよう、日本開発銀行等を通じた財政投融资資金の積極的な活用等を図る。

4. 住宅投資の促進

住宅投資については、宅地の円滑な供給を図りつつ、住宅の建設やリフォームを促進するため、住宅金融公庫、年金福祉事業団等の住宅融資制度及び住宅取得促進税制を拡充する。

(1) 住宅融資制度の拡充

① 住宅金融公庫

- (a) 貸付枠を5万戸追加し、60万戸とする。
- (b) 良質な住宅ストックの形成を図りつつ住宅の建設、購入を促進するため、一定規模以上の住宅を対象とし、基本貸付額を増額する(100～300万円)。
- (c) 個人住宅の建設、購入を促進するため、特別割増貸付けの貸付額を増額する(100万円)。
- (d) 住宅のリフォームを促進するため、住宅改良に係る特別割増貸付けの貸付額を増額する(300万円)。
- (e) 宅地供給を促進するため、宅地造成に対する融資制度を拡充する(住宅用地取得資金の融資率現行0～3割を5～8割に改定等)。
- (f) 個人の住宅建設と併せて宅地の取得を促進するため個人住宅建設の土地費に係る特別割増貸付けの貸付額を増額する(500万円)とともに、区画整理済地における住宅建設の建設費に係る特別割増貸付けを創設する(100万円)。
- (g) 優良分譲住宅等の建設を促進するため、建設資金に係る貸付額を増額する(500万円)とともに、償還期間を延長する(現行6か月を2年に改定)。
- (h) 貸付金利全般を引き下げるとともに、申込受付期間を延長する。

② 年金福祉事業団

- (a) 一般貸付けの被保険者期間区分等の見直しを行う。

(b) 特別貸付けの貸付限度額を引き上げる（100万円）とともに、被保険者期間要件を緩和する（現行10年以上を3年以上に改定）。

(2) 住宅取得促進税制の拡充

住宅取得等をより一層促進することにより内需の拡大を図るため、借入金残高1,000万円以下の部分の税額控除率を、控除期間のうち当初2年について1.5%（現行1%）に引き上げるとともに、適用対象となる住宅の床面積上限を240㎡（現行220㎡）に引き上げるほか、現在適用対象となっている1戸建て住宅の増改築等に相当する一定のマンションリフォームを適用対象に追加する措置を講ずる（4月1日実施）。

5. 民間設備投資の促進

(1) 設備投資を促進するための税制上の措置

民間設備投資の促進のための1年間の臨時時限の措置（7月1日実施）として、

- ① 中小企業の設備投資を支援するため、中小企業者等の機械の特別償却制度について、特別償却率を引き上げる（現行14%を30%に改正）とともに、税額控除（7%）の選択適用を認めるほか、対象範囲を拡大する抜本的拡充を行い、中小企業機械投資促進税制（仮称）とするほか、
- ② 時短・就業環境改善、環境保全、輸入促進等に配慮した省力化・合理化投資を支援するため、新たに30%（中小企業は36%）の特別償却と7%（中小企業は8.4%）の税額控除を選択適用する高度省力化投資促進税制（仮称）を創設する。本措置により、直接対象となる設備のほかそれに付随して購入される設備等を加えれば、相当規模の投資が促進されるものと期待される。

(2) 政府関係金融機関の融資の活用等

民間設備投資を促進するため、日本開発銀行、北海道東北開発公庫等において総額5,200億円の貸付枠の追加等を行うとともに、省力化、事業転換等のリストラ関連投資、電気事業者の行う電線の地中化及び光ファイバーの敷設等のための融資制度について拡充を図る。

(3) 公共投資関連の民間投資

都市再開発等の公共事業を追加することに伴い、これにより誘発される民間投資が